

平成19年8月30日

弁護士会事務局長 殿（東京、第一東京、第二東京、埼玉、大阪）

司法研修所事務局長 林 道 晴

司法修習生の選択型実務修習結果の報告について（事務連絡）

本日付で、司研企秘第001958号司法研修所長通知「司法修習生の選択型実務修習結果の報告について」が発出されました。貴弁護士会の属する配属府会は、新第61期以降、集合修習を先に実施し、選択型実務修習を後に実施するいわゆるA班に当たるため、配属の司法修習生については、選択型実務修習終了直後に考試が実施されます。このことから、選択型実務修習結果の報告に当たっては、下記の点に留意してください。

記



